

# 市民文教委員会会議録

平成23年12月15日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 12:07

## 【 案 件 】

1. 議案第92号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第93号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
3. 議案第98号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第102号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第103号 飯塚市体育施設条例
6. 議案第110号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
7. 議案第109号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
8. 議案第120号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
9. 議案第121号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
10. 議案第122号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
11. 議案第123号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
12. 議案第124号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
13. 議案第125号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
14. 議案第126号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
15. 議案第127号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
16. 議案第128号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
17. 議案第129号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
18. 議案第130号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
19. 議案第131号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
20. 請願第2号 飯塚市立小中学校・普通教室へのクーラー設置に関する請願

## 【 報告事項 】

1. 市民課窓口業務委託の取り組み結果について (市民課)
2. 「飯塚市公立保育所・幼稚園あり方に関する実施計画」の策定について (学校教育課)
3. 「飯塚市立学校通学区域の取り扱いについて(第二次答申)」について (学校教育課)

- 4．飯塚市学校給食調理場等整備計画について (学校給食課)  
5．飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)
- 

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第92号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境整備課長

「議案第92号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をさせていただきます。

補正予算書の213ページをお願いいたします。第1条で既に定めております歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1697万1千円と定めるものでございます。

その主な内容につきまして、歳入歳出補正予算事業別明細書で説明させていただきます。216ページをお願いいたします。2．歳入の1款、1項、1目、汚水処理施設使用料の過年度分につきましては平成22年度出納閉鎖に伴い平成22年度以前分の使用料滞納金額が確定いたしておりますので増額補正するものでございます。3款、1項、1目、繰越金につきましては平成22年度決算確定に伴い決算余剰金を計上いたしております。

217ページをお願いいたします。3．歳出の1款、1項、1目、一般管理費のうちいす台団地汚水処理施設事務委任負担金につきましては、上下水道局への事務委任負担金の見直しに伴い減額補正するものでございます。1款、1項、2目、施設管理費の汚水処理施設整備基金積立金につきましては前年度繰越金の確定などに伴い余剰財源の積み立てを行うものでございます。

以上簡単ですが、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

委員長

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第92号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第93号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

教育部長

「議案第93号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

予算書の219ページをお願いします。第1条において既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億12万円を減額し、予算の総額を15億5704万5千円とするものです。減額の主な理由は自校式給食施設整備事業に関わる委託料、工事費の契約額の確定に伴う執行残の減額によるものです。

歳出の主なものを事項別明細で説明いたします。226ページをお願いします。1款、1項、学校給食費の3目、学校給食賄材料費の2846万7千円の増額は児童生徒数の増減及び前年度繰越金を充当したことによる増額です。227ページ、2項、施設整備費の1目、施設整備費の1億2512万5千円の減額は、右側の説明欄にあります立岩小学校他4校の自校式調理場建設に関わる委託料の契約額確定に伴う執行残及び伊岐須小学校給食調理室建設工事の契約額確定に伴う執行残が主なものです。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第93号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第98号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

「議案第98号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてご説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、スポーツ振興法の全部が改正となりスポーツ基本法として施行され、体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に改められたことに伴い関係規定を整備するために、本案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、議案書の6ページの新旧対照表にてご説明いたします。別表中の体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるものでございます。また、この条例は公布の日から施行するいたします。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第98号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第102号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

教育施設課長

「議案第102号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案書の38ページをお願いします。提案理由といたしましては、ただいま議案第98号で説明がありましたように、スポーツ振興法の全部が改正されスポーツ基本法として施行されたことに伴い関係規定を整備するため、本案を提出するものであります。

改正内容につきましては、39ページの新旧対照表でご説明いたします。第1条のスポーツ振興法をスポーツ基本法に改め、第13条のスポーツ振興法をスポーツ基本法に改めるものでございます。なお附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第102号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第103号 飯塚市体育施設条例」、および「議案第110号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

「議案第103号 飯塚市体育施設条例」の制定につきまして補足説明をいたします。

議案書40ページをお願いいたします。提案理由でございますが、現在、体育施設ごとにある条例につきましては、設置の目的など各条項において差異がないことから、今回飯塚市体育施設条例として整理することといたしました。併せて現在市内にある体育施設は、合併後においても利用体系や利用料金に統一性がなく、合併前の体系をそのまま維持していたことから、同一施設でありながら料金等に差異がありました。今回の条例の制定において、施設ごとに利用料金、利用体系の平準化を図り、市民の方々に分かりやすい利用区分、料金体系とするため、新たに飯塚市体育施設条例を制定するものでございます。

次に条例の内容でございますが、第1条においては各施設における設置の目的を、第2条では飯塚市飯塚第1体育館から飯塚市穂波艇庫までの26施設の名称及び位置を明記しております。41ページの第3条では9つある指定管理施設の名称及び指定管理者の管理について、第4条では利用時間及び休業日等を、別表第1に体育施設の利用時間を、別表第2に体育施設の休業日を明記しております。

42ページをお願いします。第5条に利用の許可、第6条に利用許可の制限、第7条に目的外使用等の禁止、第8条に利用の制限、第9条に特別な設備について記載しております。

43ページをお願いします。第10条が利用許可の取消し等でございます。第11条が使用料になっており、別表第3に指定管理施設の利用料金を、別表第4に指定管理施設以外の施設の利用料金を記載しております。施設ごとの利用料金につきましては最後に説明させていただきます。第12条に使用料の減免等について、第13条に使用料の不還付、第14条に利用料金に係る基準、第15条に原状回復義務となっております。

44ページをお願いします。第16条に損害賠償、第17条が委任となっております。この条例

の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるとしております。

次に、附則において、この条例の施行は平成24年4月1日としております。併せてこの条例の施行に伴い飯塚市体育館条例、飯塚市野球場条例、飯塚市民プール条例、飯塚市テニスコート条例、飯塚市運動広場条例、飯塚市グラウンド条例、飯塚市武道館条例、飯塚市艇庫条例につきましては平成24年3月31日をもって廃止することといたします。

次に、「議案第110号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

議案書の66ページをお願いいたします。提案理由でございますが、飯塚市における体育施設の使用料の平準化と併せ、「議案第103号 飯塚市体育施設条例」との整合性を保つために改正を行なうものでございます。対象施設は陸上競技場、テニスコート、弓道場、運動広場、健康の森公園の多目的広場の5施設でございます。

次に、飯塚市体育施設条例の制定並びに飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例における施設使用料、使用区分について一括してご説明申し上げます。各施設の使用料、使用区分でございますが、議案書46ページの別表第3の指定管理施設の利用料金及び議案書48ページの別表第4の指定管理以外の施設の利用料と議案書68ページにある飯塚市都市公園体育施設条例新旧対照表に関し、一括してご説明させていただきますが、説明対象となる議案書のページが離れておりますので、今回、平準化した施設ごとに使用料・使用区分を記載したものを資料として用意しておりますので、その資料を基にご説明させていただきます。

資料の1ページをお願いします。今回の使用料平準化の対象施設を体育館から天然芝グラウンドの6つに分けて使用料等の平準化を実施しました。下線の付いた施設が指定管理施設、二重丸のついた施設が都市公園体育施設でございます。

次に、今回の使用料の平準化を実施するにあたっての基本的な考え方ですが、基本的に1時間単位での料金制としました。照明設備のある施設につきましては、使用料と併せて照明料を徴収するようにしております。部分使用に限っては高校生以下の料金区分を設定するようにしております。スポーツ器具使用料については徴収しないこととします。使用料に係る消費税についてはすべて内税とします。改正する施設の使用料の総額は改正前と改正後、同額程度となるように各施設の使用料を設定しております。ただし第1体育館については、他の施設に比較して観覧席等の設備を備えた施設であるため、規模の大きな大会などの使用が多いため別途の使用料の設定をしております。

それでは、施設ごとの主な改正点についてご説明いたします。説明については、一般利用者での説明とさせていただきます。よって部分使用における高校生以下の施設使用料については、基本的に半額での料金で設定しております。

資料の2ページをお願いします。最初は体育館ですが、体育館は7つあり、体育館の規模や設備の内容に応じて3つに区分して使用料を設定しております。まず、穂波・筑穂・庄内・穎田の体育館でございますが、この4つの体育館はバレーコートが2面取れます。体育館の料金設定において、バレーコート1面を基本に考えて設定しました。設定額は1時間1面当たりの使用料を300円、また、同様に照明につきましては150円としました。すなわち、全面借りれば600円、照明料は300円となります。また、卓球室については1台単位での使用料、多目的室は面積などを勘案し料金を設定しました。従来の使用料と比較しますと、庄内につきましては2.5倍以上の使用料の増額となりますが、穂波、筑穂、穎田の体育館については2割から5割近くの減額となります。ちなみに4館平均では現行の使用料額の約92%程度の設定となります。

資料の3ページをお願いします。飯塚第1体育館はバレーコートが3面取れ、1,800人収容の観客席も備えており、主に大きな大会などに使用されていることから、1時間単位では大会の延長などの場合、次の予約者との調整が整わない場合があることから、料金の設定区分

については、朝4時間、昼4時間、夜5時間の使用区分として料金を設定しています。額につきましては、スポーツ使用で入場料を取らない場合、朝5,600円、昼5,600円、夜7,000円と1時間当たり1,400円としております。バレーコート1面当たり466円となっておりますが、第1体育館については昼間でも照明をつけなければ使用できないことから、照明料を含んだ料金設定としています。また、現在利用のない営利目的の使用区分については廃止しました。

資料4ページをお願いします。飯塚第2体育館及び穂波B&G体育館はバレーコート2面を取ることが難しいため、1面のみでの料金設定としております。また、各体育館の会議室につきましても面積などを考慮し1時間単位の使用料を設定いたしました。

資料の5ページをお願いします。野球場でございますが、5球場とも照明設備の有無はあるものの、同程度の規模であるため、1時間当たりの使用料は400円、照明料につきましては5,000円で設定しました。使用料の400円につきましては周辺自治体の利用料も参考に設定しましたが、照明料につきましては電気料金の半額程度を利用者に負担してもらうことといたしました。飯塚、穂波野球場はほぼ現状通りですが、筑穂球場につきましては照明料が2倍近くになったこともあり2.6倍の増額となりました。

資料の6ページをお願いします。テニスコートですが、現行の使用料では飯塚市民公園テニスコートが1時間当たり240円、穂波、穎田テニスコートが使用料、照明料、器具費を合わせた料金は1時間当たり約400円であったことから、今回1コート1時間の料金を200円、同様に照明料を200円として設定しました。

資料の7ページをお願いします。グラウンドですが、グラウンドは穂波、筑穂、筑穂多目的、庄内、庄内工場団地、穎田グラウンド及び市民公園運動広場の併せて7施設がございます。現行使用料では、市民公園運動広場が2時間30分で720円、穂波グラウンドは1時間当たり420円、筑穂及び筑穂多目的グラウンドが1回あたり210円、庄内、庄内工場団地、穎田グラウンドについては無料となっております。ただ、穎田グラウンドには照明が設置されていることから、照明料として1時間当たり260円が徴収されています。今回は野球、ソフトボールが出来る広さを1面として料金を設定することとしました。筑穂グラウンド以外は2面確保できることから、半面を1時間100円として使用料を設定しました。照明につきましては、市民公園運動広場、穂波グラウンド、筑穂グラウンド、穎田グラウンドに設置されていますが、設備の規模が施設ごとに大きく異なることから、野球場と同じ考え方で電気料の2分の1での負担を考え、1時間当たりの照明料を市民公園運動広場が400円、穂波グラウンドが3,000円、筑穂グラウンドが1,000円、穎田グラウンドが500円と設定しました。

資料の8ページをお願いします。武道館ですが、穂波武道館は2階建てで柔道場、剣道場、穎田武道館は平屋建てで広さはほぼ同じということから、使用料は1時間200円として設定しました。改正前と比較した場合、穂波武道館については若干増額となりますが、穎田武道館につきましては大幅に減額されることとなります。

資料の9ページをお願いします。市民公園の陸上競技場と健康の森公園の多目的広場ですが、天然芝のグラウンドと位置付け使用料を設定しました。現在の陸上競技場は芝の状況が非常に悪いため、平成24年度に芝の張り替えを行ない、健康の森公園の多目的広場と同程度までに改修して、一般に貸し出しするように考えております。今回の改正につきましては両施設とも天然芝のグラウンドであることから、使用制限もかけることになり、また維持管理経費も他のグラウンドよりかなり高額となるため、一般使用の場合1時間2,000円での使用料としました。

次に、利用料等の平準化をした施設ではありませんが、今回、利用区分等を見直した施設として、穂波市民プール、穂波艇庫及び弓道場がございます。議案書の47ページの一番下「3プール」をお願いします。穂波市民プールですが、現行では一般利用者が10時から

12時までが100円、13時から17時までが150円、18時から21時までが200円となっておりますが、今回、1日1回150円と時間区分をはずして料金を設定しました。同様に中高生が1回100円、幼児・小学生が50円としております。

議案書の49ページの一番下「6艇庫」をお願いします。穂波艇庫ですが、1時間100円としておりましたが、利用者も限られていることから、今回1日100円といたしました。

議案書の68、69ページをお願いします。最後に市民公園の弓道場でございますが、午前、午後、1日というような使用区分を1時間単位とし、現行においても一般利用で1時間当たり150円程度であることから、今回1時間150円での使用料としました。

恐れ入りますが、再度、資料の10ページをお願いします。今回の使用料の改定における平成22年度実績に対する平成24年度の収入見込みをあらわしたものでございます。あくまでも、各施設の利用者が使用料の値上げ、値下げに関係なく、平成22年度と同数の利用があったと仮定したものでございます。全体では4%程度の収入減となりますが、市の直営施設は70万円程度の増収、指定管理施設では140万円以上の減収となることから、平成24年度の利用状況によっては、指定管理料の見直しも検討する必要があると思っております。

今回の改正は料金等の平準化だけでなく、施設間の整備や設備においても平準化を図り、利用者の方々が公平にまた、安心・安全に利用いただけるように併せて改善を図っていきたいと考えております。また、条例制定及び改正に伴う利用者への周知につきましては、決定後、市報及びホームページによる周知と併せまして、各施設に新料金表を掲示するように考えております。

以上簡単ではございますが、「議案第103号」並びに「議案第110号」の補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

岡部委員

一般質問でもやりましたので、その関連で聞かせたいと思うんですけども、かなりの数の施設があげられているけど、その中で指定管理で委託しているのは大体どれぐらいの数になるんですか。

生涯学習課長

本日お配りしました資料の1ページに体育館から天然芝のグラウンドというふうに明記しております。その中で例えば体育館であれば飯塚第1、飯塚第2、穂波、穂波B&G海洋センター、それから野球場であれば穂波野球場、筑穂野球場、テニスコートが穂波、それから市民公園、グラウンドが穂波、市民公園運動広場、天然芝のグラウンドが陸上競技場、健康の森公園多目的広場というふうに施設名に下線を引いているものが指定管理施設でございます。

岡部委員

改めて聞きますけど、指定管理の目的というのはどういうことですか。

生涯学習課長

施設の円滑な運用と民間業者の知恵を拝見した有効な利活用をはかっていただくことを目的としております。

委員長

もう一度言ってください。

生涯学習課長

指定管理施設につきましては、民間業者のいろいろな手法による新たな運営それから有効な利活用を図っていただくために指定管理施設としてだしております。

岡部委員

この前お尋ねしたときはサービスの向上とかいろんな意味を確か含んでおったと思うんです。

ただ値段が安いというだけではなくて。今回はその料金の問題が議案としてあげられているわけだけど、実際の利用状況に対する関連資料はあげられてないんですけど、本当はそのところを聞きたいんですよ。逆にお金をとる以上は、それぞれの施設がどういうふうな形の利用状況の中で、料金を改定されているのかということですが、今そこに持っていますか。

生涯学習課長

利用者数についてはいま資料は持ち合わせておりませんが、きょうお配りしました資料の10ページに料金を書いておりますので、その料金の収入状況から大方の想像はしていただけるかというふうに思います。

岡部委員

私が言っている意味をちょっと理解してないと思うんだけど、例えばいまの説明の中で、芝だからちょっと高いとか、そういう説明をされたじゃないですか。それは市役所の都合であって、使う人の都合からすればこの料金設定というのは、ある意味、利用状況を勘案し、関連する形の中で料金設定というのがつけられるべきものじゃないかなと思うんですよ。こちらの都合で経費がかかったから1時間いくらにしますとかいう話じゃなくて、それも必要でしょう。当然、投資するわけですからね。ただ基本的には利用者の利用状況というのがこういうふうな状況でありますから、これはちょっと下げますとか抑えますとか、そういったものが料金を改定するときには必ず一緒になっていると思うんですよ、セットになって。そのところを私がお聞きしたいなと思ったんですけど、そういう資料がありますかということを行っているんです。

生涯学習課長

今回の使用料の改定につきましてはあくまでも各施設間の使用料の平準化が目的でございます。例えば同じ野球場であっても1時間あたりの使用料が違ったり、ナイターの照明料が違ったりということがございまして、また使用区分、1時間いくら、2時間いくらとか、1回借りるのにいくらというような区分等も、同じ野球場であっても5つある野球場の中でまちまちでございましたので、今回はそういう使用区分、使用料金について平準化を図っております。使用料につきましては今までの使用料収入額と同額程度になるような形で合わせさせていただいております。

岡部委員

所管の関係からいっても、本来だったらそこまでお尋ねするのは、所管を超えた話かなとは自分自身思うんですけどね。やはり私の耳に入ってくるのは、例えば各施設の中でお金を取る割にはサービスが悪いとか、あるいは四角いところを丸く掃除しているとかですね、そういった問題が出てくるものだから、料金設定をきちっとするためには当然それに相対するね、要するに指定管理なんかに出すときには、必ずあなた方はサービスの向上とか、直営でやるより民間でやってもらったほうがもちろん料金も安くなるし、それからサービスの向上も図れるとかいう目的もあるはずなので、この前の一般質問でも一部業務委託とかそういうふうな形になると所管ではなくなってしまうので、この所管の中でちょっとお尋ねしたいなというふうに思ったんですけど、やはりそういったことをきちっと諮って、そして1回出すといま指定管理は5年ですかね、よっぽどのがない限りは途中で触るということができないからですね、料金を取る以上はきちっとした管理をお願いしたいということを書いて終わります。

委員長

他に質疑ございませんか。

松本委員

ちょっとお尋ねをいたします。今回、平準化ということで、いろいろ高い低いがあったのを一律にするということだろうと思うんですが、その中には青少年の育成という観点から利用していた部分があるかと思います。これは今までは無料だったんでしょうか。どうでしょうか。



#### 生涯学習課長

今回無料だった施設を有料にした施設もございます。例えば庄内のグラウンド、それから庄内の工業団地グラウンド、頼田のグラウンドについては無料で使用していただいております。今回の条例改正は料金の平準化が目的でございますので、青少年のスポーツ振興においても他の市内のグラウンドを使っている少年野球チームやサッカーチームとも平準化する必要があるというふうに考えて、そういうことを行っております。ただ高校生以下の料金につきましては今まで設定してなかったいろいろな施設もございましたが、今回の料金の改正に伴いまして各施設、高校生以下の料金は半額という区分を設けて、青少年のスポーツ振興を推進していきたいと考えております。

#### 松本委員

今まで無料のところもあったと、取っていたところもあったと、それを今度は一律にすると。皆さんどこも取るということなんでしょうか。さっきも比較表ということで資料をつくっていただいておりますけれども、説明を聞いてもよく分からない。そしてさっきも岡部委員が言われましたけれども、今までの利用に対してここがどれくらい利用があったのか、利用が少なかったのかとかいうようなことも、皆さん方は行政の立場から言われてますが、市民サイドで使用料を払う立場になればですね、どうしてもそこを聞かないことには進んでいかんのですよ。それで今回の青少年についても一律で取ると言われていますが、この中の12条で、市長が定める部分もありますよね。そしたらそういったことと健全育成、青少年の部分はどうなるんでしょう。もしそういったところにはお金を取らなくてもやってほしいと思われれば、取らなくていいわけですね。どこでその線引きをされるのか。そういう団体が、野球チームが、そういう申し出をしたところは還元になるけれども、しなかったら使用料は平準化ということで取りますよと言われるのかどうなのか。今回改正をする中で皆さん方がどういうところに視点を置いて、その部分はこういうふうな考えなんだがとかいうようなことがあれば示してください。でないと私どもには分からないんです。平準化と言われるけれども、グラウンドにしるテニスコートにしる、その使用時間が違っているところがある。それは照明の関係なのかよく分かりませんが、そういう部分も含んでいるわけじゃないですか。だから皆さん方の立場ばかりからの尺度で言われてもですね、利用するのは市民サイドなんだから、その部分をちょっと説明していただいただけませんか。

#### 生涯学習部長

担当課長が先ほどからご説明しておりますが、いろんな形態が多過ぎてそうなかなか理解しにくかったというのは反省しております。この中でまず先ほど課長が申しましたように、合併後5年半以上過ぎましても旧町市の施設の料金そのままということで、従前からできる限り受益者負担の公平性の問題から平準化する必要があるだろうと。料金問題はその後、例えば施設の維持管理、先ほど岡部委員からもありましたが、サービス向上という面からいえば施設が傷んでいるところも多々ございますので、その辺をどうするかという問題もございました。この中でまず一段目として、同じ飯塚市民が使う体育施設でございますので、できる限り平準化に近づけていくこと。それともう1つがすでに指定管理者制度を導入している施設がありましたので、その辺のところの整合性も必要になってくると。その中で当然子どもたちの健全育成という問題は教育委員会内部でたびたび話しまして、例えば先ほど言いましたように庄内のグラウンドは無料と、ところが他の地区では大人の料金と同じ金額をもらっているということがございましたので、できるだけ低廉な形で公平に受益者負担を願いましょうということで、例えば1ページだったと思いますが、体育館あたりは高校生は1名、1時間、50円という低廉な金額で設定しています。ですから今まで高校生というような観点はなかったんですが、少し上まであげまして高校生までは子どもたちのスポーツ振興、健全育成のためにそういうような設定をして全施設に同じように、50円だから取らないほうがいいだろうというような議論も

ありましたが、市民の受益者負担そういう両方の観点からこういう設定をさせてもらったというふうにしております。

松本委員

それはよく分かるんですよ。それで今まで健全育成の部分は、お金を取ってなかったのでしょうかということをお尋ねしました。どうですか。

生涯学習課長

使用料を取っていた部分もございます。ばらばらでした。それと今回使用料を平準化する中で一部有料となった施設もあるんですが、施設の整備につきましてもきちっと整備された施設、あまり整備されてなかった施設もございました。そういうところを含めて今回そういう設備の面でも平準化を図るようにしております。特に平成22年度の猛暑の影響を受けまして、グラウンドに日よけのスタンドがなかったようなグラウンドもございましたので、そういったところに日よけを設置するとか、水道施設を設置するとか、そういう施設面においても平準化と言うか、良いところに合わせていきたいというふうに考えて作業を行っているところでございます。

松本委員

何か聞いてもですね、すっきり入ってこないんです。教育委員会にお尋ねしますが、さっき健全育成という部分で取っていたところもあったり、取らなかったところもあったり、それを今回一律にやると言われているんだと思うんですが、その部分では決して高いという設定とは思っていないですよ。しかし今まで払ってなかったところもあるわけです。そうすると50円にしる100円にしる払うわけです、1時間に対してですね。1時間では終わらないかもしれません。時間設定が出てくるでしょうからね。その健全育成という部分からするとところの一番危惧するところは、やっぱりそこじゃないかなと思うんです。どんなふうなお考えですか。それはしょうがないというお考えで今回されているんだらうというふうに思うんですが、スポーツの部分では小中学校にしても飯塚市はそんなに伸びているというふうには理解をしてないんですね。それとこれが結びつくのかどうか分かりませんが、どんなふうなお考えかだけお聞かせください。

生涯学習課長

健全育成の面につきましては飯塚市にいろいろな競技団体、いろいろなスポーツがあるんですけど、そういう試合、大会、イベントにつきましては教育委員会後援という形で使用料の免除などを行っております。あくまでもこれは一般に使われるスポーツ、野球、サッカー、バレーとかにつきましては、一般的に今回の料金の設定にあてはまるのは、そういうクラブチームなり子どもたちが普段練習する時の使用料の徴収という形で、全体的な大会とかスポーツイベントがあるときにつきましては、教育委員会が後援、共催、主催などで使用料等の減免を行っております。

松本委員

いま課長言われるけれども、それは日々の練習があつて大会があるわけですよ。大会のときだけ免除するから健全育成を考えていると言われているのかもしれませんが、それは違うと思います。やはり暑いときは暑い、寒いときは寒い中で努力をしてきて、大会をするんじゃないですか。それが育成なんですよ。その大会だけが育成ではないわけです。だから、その辺は取ってはいけないと申しあげているわけではありませんが、教育委員会としての見解をお聞きしましたけれども、私にはよく理解ができませんでした。

教育長

さきほど生涯学習部長も申しましたとおり、健全育成の観点からどうなのかということで、年齢構成によって金額がどう違うかとか、今までそれぞれの地域でなんでこの野球場は照明代も含めたら子どもたちからこんなに取って、別の同じ市内でゼロなのかということで地域の

ほうから逆に苦情も受けつつ、実はもっと早くしておかなければいけなかったということも反省しつつ、今回このように出させていただきましたが、まず子どもたちの健全育成については、学校施設等については減免で、その地域の子どもたちが使っている分については徴収をしておりません。今回一般の方々も使用する施設についてのございますので、一般の方々はこれだけ徴収を基本的にさせていただく。そして、これまで減免規定がなかった高校生も地域スポーツを熱心にやっていることもありますので、高校生については、これだけ減じた金額でさせていただくように新たに制度化しよう。そして子どもたちについては、それよりもさらに低くした金額で使用できるような環境にしようということで、健全育成の面からもあわせて検討をしてきたところでございます。

松本委員

言われていることは分かるんですがね、今も話が出ましたが健全育成だったら、そこまで言われるんだったらみんなやんなさいよと言われてしかりかなという、私はそういう意向を持っています。ただこの設定が高いとかいう部分ではありませんが、やはり子どもたちの健全育成という部分からすれば、教育委員会がそういうお考えのもとでやっておられるということは分かりました。

委員長

他に質疑はありませんか。

八児委員

私の言いたいことも少しそういうところがあったんです。それと1つ、実は資料を見させていただいて、料金が今回は平準化により見込みでは減収になってくるというふうな形ではありますが、しっかりこれをやっていただきたいと思います。減収になったからといって、今後、値上げという形が見えてきたら、今やっていることが何もならない状況になってくると思うんです。そういう意味でも、しっかりやっていただきたいというように思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第103号 飯塚市体育施設条例」、および「議案第110号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第109号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境施設課長

「議案第109号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてご説明いたします。

議案書の63ページをお願いします。このたびの改正は家庭系廃棄物不燃ごみ専用指定袋に小規格15リットルを追加するものです。平成21年4月からの7分別収集体制の全市への拡大に伴い、空き瓶・空き缶の分け方、出し方で、食品用の缶、お菓子の缶、缶詰のかん、のり缶等でございますが、これを不燃ごみとして統一いたしました。不燃ごみの収集につきまして

は、月1回水曜日に収集しておりますが、特に不燃ごみの排出量が少ない高齢者、単身世帯等の市民の皆様から不燃ごみの大45リットル、中30リットルでは、満杯となるまでには期間を要し長期間保管することになり、排出する機会が少ないということで、不燃ごみの小の規格作成の要望が多数寄せられておりました。また、ごみ袋の売払状況につきましても、ごみ袋の利用が大から中へ、中から小へ移行しており、また、空き缶空き瓶専用袋の売払が減少し、不燃ごみ専用の袋は増加しております。

今回、不燃ごみ専用指定袋に小規格15リットルを追加することにより、小量排出者等の利便性を図り、また指定ごみ袋制度による適正なごみの出し方、分け方を推進するために、条例の一部を改正するものです。改正につきましては、別表第1に不燃ごみ小10枚200円を追加し、平成24年6月1日からの施行で、施行するための必要な準備行為はこの条例の施行前において行うことができることとなっております。

65ページに新旧対照表を掲載しておりますが、内容については省略させていただきます。これにより家庭系の可燃、空き缶・空き瓶、不燃ごみのごみ袋で大、中、小の全規格がそうこうになります。

以上簡単ではありますが、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第109号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第120号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」から「議案第131号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」までの12件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

教育部長

議案書の93ページ「議案第120号」から104ページ「議案第131号」までの12件、「専決処分の承認(支払い督促申し立てに対する異議申し立て(学校給食費請求事件))」について一括して補足説明いたします。

学校給食費を滞納し催告にもかかわらず納入せず、協議のために呼び出しても応じず、長期にわたり学校給食費を納入されない滞納者44世帯に対して、飯塚簡易裁判所、鹿児島簡易裁判所、福岡簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行ったところ、相手方から分割納入を求める督促異議申し立てが行われましたので、民事訴訟法第395号の規定により訴訟手続きに移行したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき学校給食費請求事件として専決処分を行ったもので、その承認を求めるものです。

今回の専決処分は本年10月3日から7日にかけて飯塚簡易裁判所ほかに給食費の滞納世帯に対して法的措置である支払い督促の申し立てを行ったことによるものです。

これまでの文書、電話、訪問等の再三の督促にもかかわらず支払いに応じられなかった世帯に対し、7月に法的措置を執る旨、最終催告の督促文書を送り、それでも支払いに応じられなかった44世帯、請求金額にして約281万7千円に対して申し立てを行ったものです。

今回、異議を申し立てられた12件はいずれも分割での支払いに応じることとあります。また、支払督促を行いました残り32件のうち、6件は既に全額納付いただき、11件が分納誓約を取り交わし、取り下げいたしております。1件は1回目の支払い督促申し立て書が不送達になっており再送達中です。なお、何の意志表示をされない14件につきましては差し押さえの強制執行が可能となる仮執行宣言申立書を送達しています。

今後も滞納の減少及び負担の公平性を保ち納付意欲の低下を招かないためにも、必要に応じて法的措置を行うこととしております。あわせて滞納整理につきましては滞納額が高額とならないよう細やかな徴収業務を行ってまいりたいと考えております。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第120号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」から「議案第131号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」までの12件については、いずれも承認することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案12件はいずれも承認すべきものと決定いたしました。

「請願第2号 飯塚市立小中学校・普通教室へのクーラー設置に関する請願」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長

資料の説明をいたします。この資料は昨年度と本年度の教室の温度の計測結果でございます。2校時、5校時終了後の教室の中心の気温を扇風機は回さない状況で測定しております。学校によって差はありますが、平成22年度の市内全小学校の平均室温でございますが、2校時終了時が28.8度、5校時終了時で30.1度、中学校におきましては2校時終了時で29.2度、5校時終了時で30.2度ということで、これを平均しますと平成22年度が29.5度であったということでございます。平成23年度では同じように2校時終了時27.9度、5校時終了時で29.3度、中学校におきましては2校時終了時28.2度、5校時終了時で29.6度ということで、小中学校の平均といたしましては28.8度ということになっております。ただし来年度以降につきましては、先の委員会において湿度の関係もあるのではないかとのご指摘がありましたので、湿度の測定と梅雨時の測定も必要ではなからうかと考えているところでございます。

教育施設課長

引き続き、資料の「近隣市空調設備設置状況一覧表」についてご説明いたします。

この資料は福岡、北九州市をはじめ宮若市までの近隣の13市と本市の空調設備設置状況および設置予定についてまとめたものでございます。一番左側に小中学校の数などの各市の概要、その右に学校における空調設備設置状況、その右に普通教室における空調設備設置状況、最後に設置予定を記載しております。

まず中ほどの学校全体における設置状況でございますが、宮若市を除いてほとんどの学校が、職員室や保健室などの管理諸室については空調設備が設置されております。

次に普通教室における設置状況ですが、福岡市、北九州市および大野城市につきましては、

飛行場に近接しているということで、国土交通省騒音対策事業として対象校のみでございますが、全学校中福岡市が215校中40校、北九州市が193校中8校、大野城市が15校中9校に空調設備が設置されております。それ以外の学校には設置されておられません。また久留米市は鉄骨造の教室についてのみ空調設備が設置されております。その他の自治体につきましてはどの学校にも設置されておられません。

次に一番右側の市としての設置予定につきましては、一部の学校に設置されています福岡、北九州、大野城及び久留米市を含めまして、新たにどの学校にも設置の予定はないということでした。

下段に参考として小中学校普通教室の空調設備設置率を記載しております。平成22年10月現在、全国で16.0%、福岡県では10.3%となっております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

この近隣の空調設備の資料が出されていますけど、よく分からないのは、例えば久留米市は普通教室に設置してあると、鉄骨構造ということは恐らく暑さ寒さが響いてくるから、鉄骨構造のところは設置しようというふうな理由じゃないかなというふうに、自分では思うんだけど、あとの対象校と書いてありますよね。その対象校とは何を対象にして対象校と設定されたのか、教えていただけませんか。

教育施設課長

対象校はその横に、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、先ほど説明しましたように国土交通省騒音防止対策事業の対象校でございます。飛行場がある関係で進路と言いますか、その影響が一番あるところのみ対象校として設置されているということでございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:04

再 開 11:30

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

岡部委員

確か前回、全部の学校に設置したときにどれぐらいの概算費用がかかるかとか、あるいは維持費がかかるかというようなことを聞いたような記憶がありますが、できればもう1回中身について話を聞かせていただけませんか。

教育施設課長

市内には公立小中学校が34校ありまして、普通教室と特別教室を合わせますと404クラスでございます。この学校の教室すべてにエアコンを設置するということで試算いたしますと、空調設備の工事と電気設備工事が必要となりますので、設置費用が約15億円、それと仮に6カ月間空調設備を使用するとしていたしまして、毎年の電気代が約1億円必要になるという試算を行っております。

岡部委員

半端な数字じゃないことは理解しましたが、教育長にお尋ねしたいのは、この初期投資の15億円、それとランニングコストの1億円という数字について教育行政全般的な考え方から、いま1度お話を聞かせていただけますか。

教育長

一昨年の暑さを受け、学校のほうからは子どもたちの学習環境について不安の声も上がりま

した。昨年度の結果を受けまして、すでに全小中学校の普通教室のほうに扇風機を設置して暑さを軽減する策をとっている状況でございます。本年度も子どもの温度の計測結果のみならず、実際に学校現場がどうかということで校長会とも複数回この件について協議をしております。現状の環境であれば空調整備を学校が求めるよりむしろ、現在、少人数学級措置ですとか介護支援員の配置等々で、飯塚市として学校には子どもたちによりきめ細かにかかわれる教育環境を整備しておりますので、その維持や拡大を優先してほしいということが現場の声でございましたので、教育委員会といたしましても今の気温それから湿度の状況であれば、これからは継続調査はしておりますが、現状に近い形であれば、教育環境を人的な環境整備にまず重点を置いて取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

岡部委員

課長に聞きたいんですけど、保護者であるPTAは、この導入の問題についてどういうふうな見解を示しているのか。もしそういうところ、接点を求められているんだしたら、ちょっとお尋ねしたいんですが。

学校教育課長

いま請願があがっているところは穎田中学校のPTA会長ということで名前があがってきたかと思っておりますが、実際にはそれ以外のところでエアコンの設置やクーラーの設置についていろいろご意見とかご要望とかいうことについては学校教育課としては把握しておりませんし、そういう折衝もあっておりません。失礼いたしました。穎田中学校のPTA会長ということでなくて、個人名で出されてありますが、実際はPTA会長をされていらっしゃる方でございます。

委員会

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第2号 飯塚市立小中学校・普通教室へのクーラー設置に関する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「市民課窓口業務委託の取り組み結果について」の報告を求めます。

市民課長

市民課窓口業務委託の取り組み結果についてご報告いたします。

去る11月8日の市民文教委員会において、10月27日に第1次審査を終了し、応募者5者に対し第2次審査書類の提出依頼を行っていることを報告しております。

この後11月11日に全5者からの提案書提出を受け、11月17日にプレゼンテーション並びに第5回選定委員会を行い、最適者として日本コンベンションサービス株式会社様が特定されましたので報告いたします。なお、審査結果の詳細につきましては、別紙配布資料のとおりです。

資料の説明をさせていただきます。この資料は、本市のホームページにも掲載しております。

最適任者の日本コンベンションサービス株式会社の会社概要を付け加えさせていただきますが、本社が東京都千代田区にあり、九州支社が福岡市中央区にあります。会社設立は昭和42年12月7日で、資本金は1億円、事業所数は全国に9カ所、社員数は214人となっています。事業概要は、公共サービス事業として戸籍や住民記録事務における窓口業務や入力、証明発行業務のほか、地方法務局における交付業務等を受託、運営しています。他にもコンベンション事業や翻訳、通訳、人材サービス事業も行っています。

特定理由につきましては、市民課窓口業務の実績が蓄積され提案内容が非常に具体的であったことや自社教育が充実しており十分な受託能力が期待できたことです。また加えて、個人情報保護についても十分な認識があることがうかがえ、総合的に最も優れた提案であったことなどが主な理由です。

採点結果は、1位が日本コンベンションサービス株式会社で2,430点満点中1,957点です。なお、2位以下の業者につきましては、総得点のみ公表しております。次に、参加表明者及び選定候補者名の5者を「あいうえお順」で掲載しています。次のページに特定までの経過及び採点基準を別紙として掲載しております。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

審議権のない我々にこういう報告されると非常に腹立たしく思うんですけども、あなた方は業者選考の理由の中に「参加表明者の中で唯一ISO27001とプライバシーマーク両方を認証取得していることにも表れているとおり」という表現で出されておりますけれど、これ自体が書いてあるということは、これ自体が採点の中でも大きなウエイトを占めているということになるわけですよ。これを持ってないところと持っているところの差がつかましたと、持っているところは唯一ここにありますよということを、あなた方は決めた理由に上げられているんだったら、先日ちょっとお尋ねしましたように、そういうことが決定の理由になりますよということをきちっとやって、そういうことを市内の地元業者がとらせるような指導とか教育とか、そういったことをする必要はあるんじゃないですか、副市長。

副市長

前に担当のほうから説明があっていると思いますが、唯一持っていたということは間違えない事実でございますけれども、どちらか1つを持っていれば参加資格を認めるということでやっていて、たまたまここが2つを持っていた。確かに採点にこれが入ったのは事実です。ただこの事業者について行政が直接あしなさい、こうしなさいというのは、お気持ちは分からないではないですけども、逆に言えばそこまでは特定の企業に市がいろいろ指導するというのはいかなるものかと、私は正直言って、そういう疑問は持っております。

岡部委員

私が聞いているのは、特定の業者にそういうふうな肩入れをすることが良いとか悪いとか、そんなことを言っているんじゃないんですよ。要するに地場企業育成という観点を考えたときに、こういうものをとらせるような指導とかいうものが、あなた方はやろうと思ったらできるんですよ。これから先どんどん窓口業務以外にも業務委託をやるわけですよ。その中で今回はたまたま5社のうちの1社しか飯塚からエントリーする業者がなかったというふうな書いてありますけど、本来言ったら、飯塚の業者が8社、他所から3社とか5社とかいうぐらいの形の中で、やはり2億という金額の発注をやっていただきたいと。そういうことも何もしないで、1、2の3というような形の出し方というのは、私は地場企業育成という形の中ではどうかなと、言っていることとやっていることは矛盾してないかということをお願いしてやめます。意見です。



委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公立保育所・幼稚園あり方に関する実施計画の策定」についての報告を求めます。

学校教育課長

飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方についての実施計画の策定につきまして説明します。

答申から変更した内容2点につきましてご説明しますが、その前に、学校教育課としましては、答申を受け10月13日及び17日に穎田幼稚園、幸袋幼稚園、庄内幼稚園、3園の保護者に対して説明会と保護者の意見等を聞いて参りました。特に穎田、庄内では送迎バスの運行の継続についての要望や意見が多くありました。今回の実施計画の3ページをご覧ください。この3ページのウにありますとおり、移行期の特例措置として平成25年度のみ送迎バスを運行すると、答申に対しまして変更しております。

また、4ページのオにあります保育料及び授業料等については、長時間利用時との費用負担バランス、あるいは他市の状況を踏まえながら平成25年度末までに見直しを行うと明記しておりますが、11月28日に庄内、穎田各幼稚園の保護者からそれぞれ要望書が出されております。これにつきましては1月上旬から中旬にかけて説明会行い対応することとしております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立学校通学区域の取り扱いについて(第二次答申)」についての報告を求めます。

学校教育課長

飯塚市立学校通学区域の取り扱いについて(第二次答申)についてご説明します。

内容としましては、穂波地区における学校選択制度の変更、立岩小学校区の通学区域の変更、施設一体型の小中一貫教育校の通学区域の3点について答申を受け、報告するものでございます。

答申書の2ページをお開き下さい。まず、穂波地区の学校選択制度については、平成25年度から廃止することとしております。審議の主なものにつきましては、この制度が穂波地区だけの実施であることや飯塚市教育委員会が推進する小中一貫教育については大きな効果が期待でき、その実施については連携をとる中学校と小学校の就学指定が欠かせないといったものでございます。

次に、立岩小学校区の変更につきましては、立岩小学校の通学区域としている芳雄、旧芳雄、柏の森の自治会区域を平成25年度から飯塚東小学校の通学区域に変更するとしております。審議の主なものにつきましては、現在の飯塚二中を飯塚一中に変更してはといった意見も出されましたが、そうすると飯塚二中の横から飯塚一中に通うことになり合理性に欠けるといった意見が出されております。

最後に、施設一体型の小中一貫教育校の通学区域につきましては、平成25年度から開校となる穎田小中一貫教育校、28年度開校が予定されている幸袋小中一貫教育校、鎮西小中一貫教育校、穂波東小中一貫教育校については、それぞれの校区を残し市内全域から通学できる特認校制度を導入するとしております。なお特認校制度と言いますのは、現在、市内の八木山、内野、高田の3小学校が実施している制度でございます。審議の主なものは、飯塚市が抱える

教育課題である学力の向上、不登校、中1ギャップ等の課題に大きな効果が期待できると判断されるといったものでございます。

また、実施にあたり穂波地区につきましては、今後、学校を通じて保護者や地域へお知らせするとともに回覧板、市報、保育所、幼稚園への広報等を実施して進めて参りたいと考えております。立岩の3自治会区域につきましては自治会長さんにまず説明をして、3自治会の住民の皆様方等への説明会を実施する予定としております。施設一体型小中一貫教育の特認校制度につきましては、市報等を通じて広報啓発に努めて参ります。また、この特認校制度の導入に当たっては、どの学年から実施すれば効果が期待できるかにつきましては、今後調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

ちょっとお尋ねします。立岩小学校の通学区の変更についてお尋ねいたしますが、芳雄、旧芳雄、柏の森の自治会を東小学校の通学区域とするということですよ。今までここは立岩に行っていた訳ですよ。だいたい皆さん方の考えは分かるんですよ。一中が多くなるということを考えているんだろうと思うんですが、保護者に対してはどうなんですか。

学校教育課長

今回こういうふうに踏み切りましたのは、立岩小学校の3自治会、この自治会区域は立岩小学校から飯塚第二中学校に行くと、それ以外のところは飯塚一中に行くということになっております。今後、小中一貫教育を進めるにあたりましては1小学校1中学校が望ましい、そのほうが小中一貫教育がやりやすいという観点から、今回、通学区域の変更に至っています。今後、保護者や地域の方、おそらく今まで立岩小学校は以前は飯塚第二中学校にあったという歴史的なものもありますので、今後の住民説明会、自治会区域での説明会等でいろんなご意見を賜ってまいりたいというふうに思っております。

松本委員

今まで立岩に行かれていたのをですね、いま課長が言われるのは、あくまでも教育委員会の事務的なと言うか、今後の学校編成についてそういうふうに変えられるんですが、今までずっと長いことやっておられるわけですよ。今回、片島が2つの中学に分かれなければならないと、やっぱりそういうことはいけないのではないかと、小学校からみんなが同じ中学校に行けるようにということが出ましたので、それを踏まえてということは分かるんですが、やっぱり今まで長いこと立岩の生徒さんだったわけですよ。そこはやっぱり保護者はあなた方の都合であっちに行け、こっちに行けと言われて、選択制とか言われてもどうなっているのかという話が出てくるんじゃないのかなと。私だったら多分言いますのでね、どうですか、丁寧に説明はされるんでしょうけど。

学校教育課長

いま委員言われるとおり、私どももそういった意見が出るというふうに思っております。ですからこの立岩小の通学区域の変更については非常に厳しいものがあるだろうと思っておりますし、繊細な部分も含んでおります。先ほど申しましたように、私はそこを卒業した。私の子どもも卒業させたい。そして孫もそこに行かせたいといったようなことも想定されますので、それにつきましてもいろんなご意見を賜りたいと、そしてその中で何とかご理解が得たいというふうには考えております。ですから来年1月になると思いますが、最初の説明会ではそこら辺まで踏み込んで説明してまいりたいと思っております。

松本委員

ご理解を賜りたいという気持ちは分かります。ご理解いただけなかったら、どうしても理解

できませんと言われたら、どうですか。

学校教育課長

実を言いますと、平成25年度から実施ということにしておりますから、来年度の運動会の旗とりには間に合わせないといけないということになりますので、来年の夏までには何とかしなくてはならないと考えておりますが、この問題は恐らく非常に厳しいものがありますので、教育委員会といたしましても、いろんな対応をしなくてはならないというふうに考えております。

教育長

いま課長も申しました、この平成25年度についてですね、果たして十分に地域の方々の声を聞けるのかということで、これはあくまでも通学区域審議会から教育委員会に対して答申をいただいたということですから、この考え方そのものについては教育委員会のほうも15歳までのトータルの教育を考えると、小学校にみんな行ってそのまま飯塚二中に行くというトータルでの教育を受けることのほうが教育効果が高いということを、丁寧に説明をする中でご理解いただきたいと思いますが、なかなか浸透しない場合については、答申は平成25年度となっておりますが、先ほど申しました旗とりに関に合うためには8月までに理解を得らなければならないというようなことが難しければ、この年度にこだわらず丁寧に説明を続けていくというようにしておるところでございます。

松本委員

いま教育長言われましたけども、大変難しいんじゃないのかなと。皆さんどうのお考えで、反対とか賛成とかお聞きして申し上げているわけではありませんので分かりません。ただ大変厳しいのかなという気はしていますので、ぜひどういう結果になるのか分かりませんが、丁寧な説明をお願いしたいと、頑張っていたきたいというふうに要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理場等整備計画について」の報告を求めます。

教育部長

飯塚市学校給食調理場等の整備計画について報告いたします。

現在、学校給食の提供は、給食センターで調理した給食を各学校に配送するセンター方式と、各学校に設置された調理場で調理した給食を提供する自校方式の2つの方法で実施していますが、平成23年3月に策定されました「飯塚市公共施設のあり方に関する第2次実施計画」に基づき、センター方式で給食を提供している小中学校を平成23年度から27年度までに、順次自校方式調理場を整備するように計画しております。また、この整備にあたり既存の自校方式の小学校を含め、既存校舎等の活用を図りながら、すべての小学校に複数の学年が利用できる規模のランチルームの整備も行い、学校給食を通じた食育の推進に取り組んでいくように計画しています。その計画をとりまとめましたので、資料によりご説明いたします。

資料の表の左から調理場等の工事年度、整備対象学校名、対応食数を記載しております。各工事年度の翌年度から給食の提供を開始する計画としており、今年度は伊岐須小学校の給食調理場を建設しておりますので、平成24年4月から給食の提供を開始いたします。

なお、現在建設中の穎田小中一貫校及び今年度設計を実施しています立岩小学校、飯塚東小学校、二瀬中学校については平成24年度工事、25年度からの自校方式調理場での給食開始を予定しています。25年度以降についても、学校の耐震化あるいは大規模改造の時期と調整しながら、表に記載しています順で整備を進めていくこととしております。

今後も安全で栄養のバランスのとれた給食を提供するとともに、食に関する指導、学校給食を通じた食育活動の充実を図ってまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」の報告を求めます。

教育部長

飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について報告いたします。

現在、庄内小学校及び庄内中学校の2校において学校給食の調理業務を民間委託していますが、この業務委託の契約が本年度、平成23年度をもって期間満了となります。また、現在給食調理場及びランチルームを整備しています伊岐須小学校におきましても、平成24年4月から自校方式での給食提供となります。このため9月議会におきまして補正予算として給食調理業務民間委託のための債務負担行為を予算として計上していますが、平成24年4月から27年3月までの3カ年間分を計上しております。庄内小学校及び庄内中学校と、伊岐須小学校においての給食調理等業務は民間事業者へ委託することとし、その受託業者の選定につきましては飯塚市給食運営審議会へ諮問し、プロポーザル方式による厳正かつ公平な審査の結果、受託候補者をそれぞれ特定した答申がされましたので報告するものです。資料になっております「飯塚市学校給食調理業務の受託候補者の特定について(答申)」についてご説明させていただきます。

資料表紙の審査にあたった委員は、従来の飯塚市給食運営審議会の委員10名の中から選出された会長、副会長、栄養教諭の3名と、該当小中学校の学校長、保護者代表、栄養職員の6名を臨時の委員として加え9名で構成する委託業者選考の専門部会を設置し審査を行いました。審査の経過ですが、答申書の2ページをお願いします。8月23日に飯塚市給食運営審議会に対し教育委員会から受託業者の選考について諮問いたしました。11月2日に臨時の委員を含めた審議会を開催し専門部会の立ち上げ、実施要領、採点基準等の協議、了承をいただき、11月4日から企画提案者の募集を開始いたしました。11月24日の締め切りまでに、次の3ページに記載の7者から応募がありました。11月28日に第1回専門部会において企画提案書等資料の書類審査を行ない、第1次審査を実施しました。

その結果3ページ下段の1の1次審査、80点かける8名の委員構成で640点満点としていますが、そのうち400点以上を獲得した4者が一次審査通過者として選定されました。

12月1日に第2回専門部会での4者へのヒアリングでの第2次審査を行い、1,890点満点、210点かける9名の委員さんですが、採点した結果、4ページ上段の2の二次審査の点数となりましたので、1次審査での得点と2次審査の得点を合計し、受託候補者の順位を特定いたしました。その結果、庄内小学校及び庄内中学校の1位候補者と伊岐須小学校の1位候補者が同じであったため、プロポーザル実施要領に定めていました「受注できる業務は1業務のみとする」とした事項に基づき、1位の候補者、一富士フードサービス株式会社九州支社が参加表明書で第1希望としていた伊岐須小学校の業務受託候補者として特定し、庄内小学校及び庄内中学校の業務につきましては2位の候補者、大新東ヒューマンサービス株式会社福岡支店を受託候補者として特定したものです。2者を特定した理由といたしましては、学校給食調理業務の十分な実績と豊かな経験知識を有し、安全で安心な給食の提供、学校への食育指導への協力体制などがより具体的な提案が出されていること。また学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を深く理解し、給食調理作業等に関し安全面や衛生面の管理についても十分な業務の遂行が期待できると判断されたことにより、よりすぐれた提案であったということにより受託業者として特定されたものでございます。

今後はこの答申に基づき、受託候補者として特定された事業者と市契約課で協議をしながら委託契約に向け事務を進めてまいります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

あなた方はセンター方式から自校方式に改めたということは、地産地消ということをやっぱり安全安心というものを考えて作ったんでしょう。またかと思われるでしょうけど、何で市外に持っていかねければいかんのですか。我々は審議権がないから、予算を別のところで通しておいてここに持ってきてこれで何点で決めましたということで、納税義務のない2つの業者にやっているわけですよ。ずっと一貫して言っておりますけど、とにかく地場をもう少し育ててください。活用してくださいよ。あと残りもいっぱいあることなので、言っておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。